

無償資金協力「空港治安対策強化計画」

1. 事業の概要

ヨルダンは周囲を治安の不安定な国や地域に囲まれている。そのため、隣接国との陸路の国境検問所のみならず、空の玄関である国際空港も治安対策上重要な施設と認識されている。事業開始前において、首都アンマン南部に位置するクィーンアリア国際空港のターミナルビルにおいては保安検査機材を用いた保安検査は実施されていた。しかし、一部体制に課題があったため、空港入口検問所において着実な検査が行われる必要性は高かった。

本事業では、首都アンマンのクィーンアリア国際空港において保安検査機材の調達・据付を行い、保安検査数の増加及び検査効率の向上を図り、もって同空港における治安対策の強化に寄与することを目的とする。

E/N 限度額／供与額		1,437 百万円／801 百万円
交換公文締結		2009 年 8 月
実施機関		運輸省
事業完了		2011 年 7 月
案件従事者	本体	丸紅株式会社
	コンサルタント	株式会社オリエンタルコンサルタンツ
基本設計調査		2008 年 11 月～2009 年 8 月
詳細設計調査		N/A
関連事業		【その他国際援助機関等】 (フランス政府) 管制塔整備 (2001 年) (北欧投資銀行) 航空援助施設整備 (2001 年) (北欧投資銀行) 航空援助施設整備 (2003 年)

2. 調査の概要**2.1 外部評価者**

稲澤 健一 (オクタヴィアジャパン株式会社)

¹ 本事業の事後評価報告書は公開することで治安対策上の問題が生じる可能性があるため、要旨の形で報告書内容を公表するもの。要旨の記述は基本的に評価者の作成した報告書に沿っているが一部公表に適さない箇所は JICA 評価部にて省略・編集している。内容については JICA 評価部まで問い合わせのこと。

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2014年9月～2015年9月

現地調査：2015年1月30日～2月12日、2015年4月26日～5月1日

3. 結論

本事業は「5カ年戦略計画」等の政策との整合性が確認され、また X 線検査機材を用いた保安検査の重要性は増しており、開発ニーズとの整合性は確認される。さらに、政府開発援助大綱など日本の援助政策とも合致している。したがって、妥当性は高い。事業費は当初計画の範囲内に収まったものの、事業期間はヨルダン側の負担工事開始が遅れ当初計画を大幅に超過して完成したため、効率性は中程度である。本事業では、同機材を用いて全ての航空貨物車両が保安検査を受けており、機材の使用頻度は増加している。また、車両1台当たりの保安検査時間も短縮し、検査効率は向上している。その一方、同機材の稼働が間もないため治安の向上に係る具体的なインパクトは発現しているとは言えないことを踏まえると、有効性・インパクトは中程度である。本事業の運営・維持管理の技術面に特に問題は見受けられないものの、財務面等についても必ずしも充分である根拠・実態は確認できない点を踏まえると、持続性は中程度である。

以上より、本事業の評価は一部課題があると評価される。

4. 提言 (省略)

5. 教訓 (一部省略)

(事業遅延排除に努める必要性)

事業遅延に伴うリスクを可能な限り排除することが望ましい。本事業では、ヨルダン側負担工事（機材を納める上屋建設・給配電設備等）がアラブの春による混乱とそれに伴う新政府発足による予算承認の遅れにより業者選定及び工事開始等が遅れた。その結果、日本側による機材は計画どおり調達完了していたものの、ヨルダン側負担工事が遅れたため、完成時期が大幅に遅れた。政府手続きの遅延は大きな要因であったが、それら要因があるにしても逸失便益が生じることになるため、可能な限り遅れの原因となる要素を援助実施側は事業開始後の早い段階から確認し解決に努め（例：事業進捗状況を随時確認し、ヨルダン側の手続きに問題が生じていないか、漏れがないか等についてモニタリングを行う等）、実施機関側はすべからく対処に努め、遅延リスクを排除する姿勢は双方に求められると考

えられる。

(事業完了届の情報充実の必要性)

無償資金協力事業の完了届は、本事業に限らず、基本的に日本側の施設工事・機材調達の完了を中心に記載されており、現地国側の遅れ・完成時期や問題の所在等に係る情報の記載もない（あっても極めて少ない）状況である。現地国負担工事に関して、事業効果が当該負担工事の完成を待たなければ発現しない場合、現地国側の負担工事実施状況に遅れが生じていることが確認される際には、一例として、完成前後で把握できる要因を必須として記載することが望ましい。また、事業効果の発現や持続性に関する懸念・留意点についても判明する範囲で情報収集を行い、現況の完了届より一步踏み込んで情報を充実させた書類（例：事業完成報告書）の作成を施工監理コンサルタントの業務の一環とすることは検討に値すると考える。プロジェクトサイクルの一環として、かかる情報の充実は当該案件や類似案件の案件監理の一助となることも想定されるため有意義であると考え。

以 上